

○大崎上島町空き家活用助成金交付要綱

平成29年4月1日

告示第53号

改正 令和2年2月1日告示第8号

(趣旨)

第1条 地域経済の活性化及び町内の空き家活用促進を図るため、町内建築業者等を利用した町内に存する空き家の改修に対し、大崎上島町空き家活用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大崎上島町補助金等交付規則（平成15年大崎上島町規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する戸建ての住宅であって、居住の用に供されなくなった日から1か年以上経過した中古住宅をいう。ただし、賃貸目的で建設されたものは除く。
- (2) 空き家所有者 空き家に係る所有権を有する者で、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家活用者 空き家改修後に当該空き家へ住民票を異動し、かつ、生活の本拠とする者をいう。
- (4) 空き家改修 住宅の機能の回復又は向上のために行う改築、修繕、模様替え及び設備改善等の工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次のアからエまでの全ての要件に該当する空き家所有者
 - ア 所有する空き家を継続して3か年以上居住の用に供する予定がある者又は所有する空き家を同一の空き家活用者が継続して3か年以上居住の用に供することについて承諾している者

- イ 第5条に規定する助成対象工事の完了後1か月以内に、当該空き家に住民票を異動することができる者又は賃貸契約を締結する空き家活用者が当該空き家に住民票を異動することができる者
- ウ 助成対象者及びその世帯員に納期の到来した市町村税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市町村税等」という。）の滞納がない者
- エ 助成対象者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(2) 次のアからエまでの全ての要件に該当する空き家活用者

- ア 当該空き家を継続して3年以上居住の用に供することについて空き家所有者から承諾を得ている者
- イ 本町に住民登録を有する者又は第5条に規定する助成対象工事の完了後1か月以内に当該空き家に住民票を異動することができる者
- ウ 助成対象者及びその世帯員に納期の到来した市町村税等の滞納がない者
- エ 助成対象者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(助成対象空き家)

第4条 助成対象空き家は、助成対象者の居住の用に供する予定の町内に存するものであり、かつ、町の職員が別表第1に掲げる項目を審査し、適当であると認められたものとする。

(助成対象工事)

第5条 助成対象となる空き家改修（以下「助成対象工事」という。）は、助成対象空き家の本体工事で、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 助成対象工事の施工業者が、町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) 第10条第2項の規定による助成金の交付決定後に助成対象工事

に着手すること。

(3) 国、県及び他団体等の補助を受けていない工事であること。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象とならない経費は、次の各号に掲げるものに係る費用とする。

(1) 住宅の構造に係らない電気製品（エアコン・テレビ等）や家具製品等の購入

(2) 住宅と別棟の倉庫、物置の設置

(3) 門、塀外の外構工事

(4) ウッドデッキ、パーゴラの設置

(5) 広告、看板の設置

(6) 町の他の制度と重複し補助を受ける工事箇所

(7) その他町長が助成対象工事に関係がないと認めるもの

(助成金額)

第7条 助成金額は、前条に規定する助成対象経費の100分の50に相当する額以内で、100万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(助成回数)

第8条 前条に規定する助成金交付は、同一の申請者及び助成対象空き家について1回限りとする。

(交付申請)

第9条 助成金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大崎上島町空き家活用助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(1) 当該空き家に居住する予定の世帯全員の住民票

(2) 見積書及び設計図の写し（助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの）

(3) 助成対象工事を施工する箇所の写真

(4) 市町村税等に係る納税証明書

(5) 住宅の所有者を特定できる書類（固定資産税名寄帳兼課税台帳又

は建物登記全部事項証明書の写し)

(6) 別紙における同意書、承諾書又は誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき助成金交付を決定したときは、大崎上島町空き家活用助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等申請)

第11条 前条の規定による助成金の交付決定通知を受けた者が、助成対象工事の内容を変更又は中止しようとするときは、大崎上島町空き家活用助成金助成金変更等承認申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後見積書及び設計書の写し(助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの)

(2) 変更後の助成対象工事を施工する箇所の写真

(3) 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(変更等承認及び変更交付決定)

第12条 町長は、前条の申請を承認したときは、大崎上島町空き家活用助成金変更等承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をする場合において、助成金額に変更が生じたときは、第7条の規定にかかわらず、第10条第2項の助成金交付決定通知書の助成金額の範囲内において承認するものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに大崎上島町空き家活用助成事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 請求明細書の写し(助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの)

- (2) 領収書の写し
- (3) 助成対象工事を実施した箇所の着工前及び完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(実績検査)

第14条 町長は前条の実績報告を受けた助成対象工事に対し、検査等の調査を行い、出来形検査調書(様式第6号)を作成するものとする。

2 町長は、前項の検査において、第9条及び第11条の記載内容に適合しないと認められる場合は、必要な指示をすることができる。

(助成金の確定)

第15条 町長は、第13条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、現地調査等を行い、第7条の規定にかかわらず、第10条第2項の助成金交付決定通知の助成金額の範囲内において、助成金額を確定し、大崎上島町空き家活用助成金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 申請者は、前条の助成金確定通知を受けたときは、速やかに大崎上島町空き家活用助成金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、大崎上島町空き家活用助成金交付取消通知書(様式第9号)により当該決定を取り消すことができる。ただし、町長が特に取消しの必要がないと認められた場合は、この限りでない。

- (1) 第3条第1号ア及び同条第2号アに規定する期間を満たさず転居するとき。
- (2) 不正な行為によって助成金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (3) 実績報告が申請時又は変更申請時の工事内容と合致しないと認められるとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(助成金の返還)

第18条 町長は、前条第1号の規定に基づき助成金交付決定を取り消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは期限を定めて、大崎上島町空き家活用助成金返還命令書（様式第10号）により助成金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第2のとおりとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月1日告示第8号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	確認
当該空き家の電気、水道及びガスの使用停止から1か年以上経過している	適・否
当該空き家に1か年以上住民票が登録されていない	適・否
近隣住民への聞取り	適・否

別表第2（第18条関係）

完了日からの経過年数	返還金額
1か年未満	助成金確定額の100%
1か年以上2か年未満	助成金確定額の80%
2か年以上3か年未満	助成金確定額の60%

様式第1号（第9条関係）

大崎上島町空き家活用助成金交付申請書

年 月 日

大崎上島町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



大崎上島町空き家活用助成金交付要綱の規定による助成金の交付を受けたいので、同要綱第9条の規定により下記のとおり別紙誓約書及び関係書類を添えて申請します。

記

交 付 申 請 額	円		
算 出 根 拠	総 工 事 費	助成対象経費 (A)	助成率 (A×50%)
	円	円	円
申 請 者 区 分	<input type="checkbox"/> 空き家所有者 <input type="checkbox"/> 空き家活用者		
施 工 業 者	住 所	大崎上島町	
	名 称 及 び 代 表 者		
	電 話 番 号		
工 事 期 間	開始予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
助成対象住宅の所在地 及び空き家活用者	所 在 地	大崎上島町	
	現 住 所		
	氏 名		
添 付 書 類	(1)当該空き家に居住する予定の世帯全員の住民票 (2)見積書及び設計図の写し(助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの) (3)助成対象工事を施工する箇所の写真 (4)市町村税等に係る納税証明書 (5)固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し (6)賃貸借契約を締結する場合は別紙における同意書、承諾書又は誓約書 (7)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類		
確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 申請者及び同居者は暴力団及び暴力団関係者ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請内容及び実績報告の確認のために、職員が当該空き家の現地確認を行うことを同意します。 <input type="checkbox"/> 関係部署に納税状況等について照会することを同意します。		

別紙（第9条関係）

1 申請者が空き家所有者の場合

(1) 空き家活用者記載欄

助成対象工事については、様式第1号のとおり実施することに同意します。また、助成対象工事の完了後1か月以内に当該空き家に入居し、継続して3年以上居住の用に供することを誓約します。	
年 月 日	
現住所	氏名 <input type="checkbox"/>

2 申請者が空き家活用者の場合

(1) 空き家所有者記載欄

申請者が本助成金を利用し、様式第1号の内容のとおり空き家の改修を行うこと及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、助成対象工事の完了後、継続して3年以上、助成金の目的に反して使用し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することはなく、空き家活用者が居住の用に供することを誓約します。	
年 月 日	
現住所	氏名 <input type="checkbox"/>

(2) 空き家活用者記載欄

助成対象工事については、様式第1号のとおり実施することを誓約します。また、助成対象工事の完了後1か月以内に当該空き家に入居し、継続して3年以上居住の用に供することを誓約します。	
年 月 日	
現住所	氏名 <input type="checkbox"/>

3 空き家所有者と空き家活用者が同一の場合

(1) 記載欄

私は本助成金を利用し、様式第1号の内容のとおり空き家の改修を行うこと誓約します。また、助成対象工事の完了後1か月以内に当該空き家に入居し、継続して3年以上居住の用に供することを誓約します。	
年 月 日	
現住所	氏名 <input type="checkbox"/>

※ 自筆により署名すること

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



大崎上島町空き家活用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎上島町空き家活用助成金について、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1 決定の内容

助成金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この助成金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- (2) 助成対象工事の内容を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

大崎上島町空き家活用助成金変更等承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

助成対象住宅の所在地	住 所	大崎上島町	
	所有者名		
変更（中止）の年月日	年 月 日		
交 付 申 請 額	交付決定金額（変更前）		円
	変更交付申請額（変更後）		円
変更（中止）の理由			
変更（中止）の内容			
添 付 書 類	(1)変更後工事見積書及び設計書 (2)変更後の施工予定箇所の現況写真 (3)その他町長が必要と認める書類		

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



大崎上島町空き家活用助成金変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった大崎上島町空き家活用助成金変更等承認申請について、次のとおり承認したので大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

変更前	総工事費	金	円
	交付決定額	金	円
	工期	着工 年 月 日	～ 完成 年 月 日
	工事内容		
変更後	総工事費	金	円
	交付決定額	金	円
	工期	着工 年 月 日	～ 完成 年 月 日
	工事内容		

様式第5号（第13条関係）

大崎上島町空き家活用助成事業実績報告書

年 月 日

大崎上島町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた大崎上島町空き家活用助成事業について、次のとおり完了したので、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実 績 額	円			
	算 出 根 拠	総 工 事 費	助成対象経費(A)	助成率(A×50%)
		円	円	円
施 工 業 者	住 所	大崎上島町		
	名 称 及 び 代 表 者			
	電 話			
工 事 期 間	開 始 日	年 月 日		
	完 了 日	年 月 日		
助成対象住宅の所在地 及び入居予定者	所 在 地	大崎上島町		
	現 住 所			
	氏 名			
施 工 箇 所 及 び 施 工 内 容				
添 付 書 類	(1) 工事代金請求書の写し (2) 工事代金領収書の写し (3) 工事完了後の物件の全景写真及び施工箇所の着工前及び完成後の写真 (4) その他町長が必要と認める書類			

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

大崎上島町長 様

検査員 職
氏名

印

出来形検査調書

記

1.	工 事 名			工事
2.	施 工 箇 所			
3.	工 期	着 工 年 月 日 ~ 完 成 年 月 日		
4.	居 住 開 始 日	年 月 日		
5.	助成対象住宅の所在地 及び入居予定者	所在地		
		住 所		
		氏 名		
6.	施工業者の所在地 及び氏名	住 所		
		氏 名		
7.	出 来 形 相 当 額			円
8.	調 査 年 月 日	年 月 日		

上記のとおり施工してあることを認めます。

監督員 職
氏名

印

立会人 職
氏名

印

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



大崎上島町空き家活用助成金確定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の大崎上島町空き家活用助成金について、年 月 日付けで提出の大崎上島町空き家活用助成事業実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助対象事業費	金	円
補助金交付決定額	金	円
交付確定金額	金	円

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

大崎上島町空き家活用助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知を受けた大崎上島町空き家活用助成金について、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額		金 円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行・金庫・農協
	支店名	支店・支所
	預金の種類	普通・当座・別段・その他（ ）
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ 氏 名

※ 請求者名義の口座に限ります。

様式第9号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



大崎上島町空き家活用助成金交付取消通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した大崎上島町空き家活用助成金
については、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり
助成金の交付の取消しをしたので通知します。

記

- 1 取消額 金 円
- 2 取消理由

様式第 10 号 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



大崎上島町空き家活用助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知を受けた大崎上島町空き家活用助成金について、大崎上島町空き家活用助成金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 助成金返還額 金 円

(金額算定表)

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 金 額	%
返 還 方 法	

2 返還期限 年 月 日

- 様式第 1 号 (第 9 条関係)
- 様式第 2 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 3 号 (第 1 1 条関係)
- 様式第 4 号 (第 1 2 条関係)
- 様式第 5 号 (第 1 3 条関係)
- 様式第 6 号 (第 1 4 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 5 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 6 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 7 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 8 条関係)